



山形県公報

令和3年6月22日(火)
第215号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……673
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……674
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……675
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……676
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……677

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……678
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……679

正 誤

告 示

山形県告示第540号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の種類 | 定員 | 指定年月日 |
|--------------------------------|------------------------------|------------|-----|---------|
| 株式会社創健コーポレーション 山形市若宮四丁目1番1号 | ぱずる 東村山郡山辺町大字山辺 2911番7 | 児童発達支援 | 10名 | 令和3.6.1 |

山形県告示第541号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|-------------------------|--------|----------|
| 防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業） | 蔵王上野地区 | 令和3年1月8日 |

山形県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営広野下川原土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営広野下川原土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月22日から同年7月20日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年6月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
西置賜郡小国町・飯豊町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、小国町・白鷹町・飯豊町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小国町・白鷹町・飯豊町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小国町・白鷹町・飯豊町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第544号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
村山市大字河島地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年6月11日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量、2級基準点測量、3級基準点測量）

山形県告示第545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和3年6月22日から同年7月6日まで
 - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市まちづくり政策部まちづくり政策課、上山市建設課、天童市建設部都市計画課、山辺町建設課、中山町建設課
- 4 その他
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 横町川 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 下生居沢 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宮生沢 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 池沢－ 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中山－ 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 下生居沢 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宮生沢 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 池沢－ 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中山－ 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第548号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 横町川 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 下生居沢 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宮生沢 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |

| | | |
|---------|----------|---------|
| 池沢－1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カラジク沢－1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カラジク沢－2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 栗柄山－2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中山－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第549号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 池沢－1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カラジク沢－1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カラジク沢－2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中山－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに最上町役場において令和3年10月22日まで縦覧に供する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ最上町店
最上郡最上町大字向町字町浦107番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号
代表取締役 成瀬 明弘
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

代表取締役 八幡 政浩

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,228平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 47台

(2) 駐輪場の収容台数 18台

(3) 荷さばき施設の面積 69平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前8時

ロ 閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和3年6月2日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年10月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに真室川町役場において令和3年10月22日まで縦覧に供する。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川139番2外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号

代表取締役 成瀬 明弘

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

代表取締役 八幡 政浩

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,239平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 47台

- (2) 駐輪場の収容台数 22台
- (3) 荷さばき施設の面積 51平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前8時
 - ロ 閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日
令和3年6月11日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年10月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合運転者管理業務のシステム変更業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年5月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 68,404,820円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-------------|------------|-----|----|------|-------------|
| 令和 3. 5. 21 | 第206号 | 536 | 13 | 山形県庁 | 山形県職員育成センター |
| 同 | 同 | 同 | 15 | 山形県庁 | 山形県職員育成センター |

令和3年6月22日印刷 発行所 山形県庁
令和3年6月22日発行 発行人 山形県